

吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例 (概要)

1 条例制定の経緯・目的

群馬県では、近年、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えていることから、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、土砂等による埋立て等を規制する県条例を制定しました。

このような状況の中、吉岡町においても県条例との整合性を考慮し、土砂等による埋立て等について必要な規制を行うことにより、住民生活と環境の保全、災害防止を図ることを目的として、「吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定するものです。

吉岡町では、群馬県の規制を下回る 500 m²以上 3,000 m²未満について小規模特定事業として、許可制を設け規制を行います。

2 条例の主な内容

(1) 言葉の定義

・土砂等

土砂及び土砂に混入し、又は付着した物

・埋立て等

土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積

・小規模特定事業

土砂等埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって当該区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であるもの

(2) 各主体の責務

・町

町の区域内における土砂等による埋立て等の状況を把握し、土砂等による埋立て等の適正化に関する施策を講ずる。

・埋立て等を行う者

土壌の汚染を生じさせるおそれのある埋立て等を行うことのないよう努め、

及び災害の発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、土砂等埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に配慮しなければならない。

・土砂等を排出する者等

土壌の汚染を生じさせるおそれのある土砂等の拡散を防止するよう努めるとともに、当該排出する土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、適正な埋立て等が行われるよう当該埋立て等を行う者に協力しなければならない。

・土地所有者の責務

土壌の汚染及び災害を生じさせるおそれのある埋立て等を行う者にその所有する土地を提供することのないよう努めなければならない。

(3) 土砂等の汚染に関する基準

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準ずる。

(4) 小規模特定事業の申請

小規模特定事業を行おうとする者は、事業計画と併せて次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- ①氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ②埋立て等の目的
- ③小規模特定事業区域の位置及び面積
- ④土砂等埋立等区域の位置及び面積
- ⑤小規模特定事業を行う期間
- ⑥小規模特定事業区域に搬入する土砂等の数量
- ⑦小規模特定事業の施工に関する計画
- ⑧小規模特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画
- ⑨吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例第13条に規定する施工管理者の氏名及び住所
- ⑩前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(5) 許可基準について

次に該当する者は許可を受けられない

- ア 不正または不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由がある者
- イ 許可等を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ウ 過去に本条例の罰則規定により処分・処罰を受け、5年を経過しない者
- エ 群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第

47号。以下「県条例」という。)の罰則規定により処分・処罰を受け、5年を経過しない者

- オ 吉岡町暴力団排除条例(平成24年吉岡町条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- カ 未成年者で、その法定代理人(法人の場合は、その役員を含む。)が暴力団員等であるもの
- キ 法人で、その役員又は使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者である者
- ク 個人で、その使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 暴力団員等にその事業活動を支配される者
- コ アからカまで、ク及びケのいずれかに該当する者を、許可を得た区域の施工管理者として置こうとする者

(6) 許可の除外行為について

次に掲げる埋立て等は、許可を必要としない。

- ①宅地造成その他事業で、当該区域から排出され、又は採取された土砂等のみを用いる埋立て等
- ②国、地方公共団体等が行う土砂等による埋立て等
- ③法令又は他の条例の規定により許可・認可を受けているもの
- ④その他規則で定める埋立て等
 - ・非常災害のために必要な応急措置に係る埋立て等
 - ・運動場、駐車場その他施設の本来の機能を保全する目的の埋立て等
 - ・自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う埋立て等
 - ・住宅の用に供する土地の開発のために行う埋立て等 (事前に届出が必要)

(7) 許可を受けた者の責務

- ・地位の継承
- ・施工管理者の設置
- ・標識の掲示
- ・帳簿の記載整備
- ・土壌検査の実施
- ・書類の備置き
- ・関係車両への表示

(8) 協力要請

町長は、生活環境の保全又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、土砂等を排出する者、運搬する者、土地所有者、その他の関係者に対して、必要な協力を要請することができます。

(9) 報告の徴収及び立入検査等

町長は、本条例の施行に必要な限度において、許可事業者のほか、土砂等の埋立て等に関係する者に対して必要な報告を求め、また、職員に関係箇所への立入調査権を付与します。

(10) 関係行政機関への照会等

町長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に照会し、又は協力を求めることができます。

(11) 手数料

- ・事業の認可を受けようとする者 30,000円
- ・事業の変更の許可を受けようとする者 20,000円
- ・納付した手数料は、返還しない。

(12) 罰則

措置命令に違反した者、無許可で土砂等の埋立て等を行った者に対する、懲役又は罰金の規定を設けるとともに、届出・報告等を拒んだ者等に対する罰金を設けます。

さらに、使用人、従業者等が違反行為をしたときは、その法人等に対しても罰則を適用する両罰規定を設けます。

(13) その他

本条例の施行に伴い、施工日前に現に小規模特定事業を行っている事業者に対する経過措置については、条例の附則に定めます。